

質疑・回答書

告示番号		第238号	件 名	豊中市立第四中学校校舎改修工事に伴う給排水衛生設備工事
No	質疑事項			回 答
1	M-06、機器リストで廃番になっている器具があります。定価ベースで費用が上がりますが。			廃番の機器は2016年4月に廃番になりました。使用器具については協議と考えています。
2	M-09、メーター75以降にCVと有りますが飲料用と考え、プール注水用配管に取付と思いますが			関係部局との協議により図面を作成しています。図面とおりと考えてください。
3	M-10、既設プール排水管HP250に接続と有りますが以降に仕切弁が有りません、災害時どの用に使用するのですか			使用方法などは別途協議しますが、入札は図面での積算としてください。
4	M-22以降に電気設備工事図が有りますが、本工事で宜しいのですか			本工事とします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		第238号	件 名	豊中市立第四中学校校舎改修工事に伴う給排水衛生設備工事
No	質疑事項			回 答
5	本年度より工事用仮設給水を引込と聞きました、その工事、及びその他設備接続工事費、申請費、撤去費は建築一括→△各業者含むと有りますが(使用料金共)入札工事の按分ですか?、◎の意味がわかりにくいのですが(業者間のトラブルが発生する項目が多々あると思いますが)			各業者含むとあるものは各業者とも負担とします。 負担の割合は業者間にて協議とします。
6	区分表の申請費の中で、水道は引込負担金以外は業者支払ですか、また消火ポンプ交換時、工事ににより消火設備停止期間が出ると思われますがその対応費も業者支払でしょうか			業者支払とします。
7	スリーブ工事の補強は建築工事と有りますが、墨出後(各業者)その位置に建築工事で取付と考えて宜しいでしょうか(細部打合せは必要とおもわれますが)			スリーブ工事は工事区分表とおりの各業者にて取り付けとします。
8	M-13, 調理室排水ですが油類、ゴミはたれ流しと考えて宜しいでしょうか、また排水他配管は下階とありますが空調、電気機器が配置されると思いますが(設備図にスリーブ予想図が有りません)梁貫通が多々発生すると思いますが			工事区分表とおりのスリーブは各業者にて、取付補強については建築工事です。調理機の流しにてバスケットが付いています。他方法の場合は、協議とします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		第238号	件 名	豊中市立第四中学校校舎改修工事に伴う給排水衛生設備工事
No	質疑事項			回 答
9	消火設備図ですが、消火栓ボックスが埋込形の場合周囲の壁の撤去、復旧は別途と考えますが			本工事とします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp